

平成23年 2月 企画総務常任委員会

世田谷区議会企画総務常任委員会会議録第三号

平成二十三年二月二十八日（月曜日）

場 所 第一委員会室

出席委員（十名）

委員長	宍戸のりお
副委員長	市川康憲
	上島よしもり
	菅沼つとむ
	平塚敬二
	すがややすこ
	桜井 稔
	竹村津絵
	田中優子
	ひうち優子

事務局職員

議事担当係長	渡部弘行
調査係主任主事	佐々木崇

出席説明員

副区長	平谷憲明
-----	------

政策経営部

部長	金澤博志
政策企画課長	小田桐庸文
財政課長	岩本 康

総務部

部長 堀 恵子

総務課長 宮内孝男

事務監察担当課長 張堂明観

人事課長 尾崎眞也

職員厚生課長 中村哲也

財務部

部長 霧生秋夫

経理課長 岡田 篤

施設営繕担当部

施設営繕第二課長 木下あかね

◇ ~~~~~ ◇

本日の会議に付した事件

1. 議案審査

- ・ 議案第六号 平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第三次）
- ・ 議案第七号 平成二十二年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第二次）
- ・ 議案第八号 平成二十二年度世田谷区老人保健医療会計補正予算（第二次）
- ・ 議案第九号 平成二十二年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第二次）
- ・ 議案第三十四号 平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第四次）
- ・ 議案第十号 世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例
- ・ 議案第十一号 世田谷区外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例

・ 議案第十二号 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例

・ 議案第十三号 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例

・ 議案第十四号 職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

・ 議案第十五号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

・ 議案第十六号 幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

・ 議案第十七号 幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例

・ 議案第十八号 幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

・ 議案第十九号 世田谷区立千歳台小学校増築工事請負契約

・ 議案第三十五号 代田区民センター・代田六丁目市街地住宅の建物除却等工事委託契約変更

## 2. 報告事項

(1) 平成二十二年度工事請負契約締結状況（十二月分）について

(2) その他

## 3. 請願の継続審査について

## 4. 閉会中の特定事件審査（調査）事項について

◇ ~~~~~ ◇

午前十時開議

○宍戸 委員長 ただいまから企画総務常任委員会を開会いたします。

-----

○宍戸 委員長 本日は、議案の審査等を行います。

まず、議案第六号「平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第三次）」、議案第七号「平成二十二年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第二次）」、議案第八号「平成二十二年度世田谷区老人保健医療会計補正予算（第二次）」、議案第九号「平成二十二年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第二次）」の四件を一括して議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、議案第六号から議案第九号までの四件につきましては一括議題といたします。

本四件について、理事者の説明を求めます。

◎金澤 政策経営部長 それでは、議案第六号から第九号までの補正予算案四件につきましてご説明を申し上げます。

お手元の補正予算書、こちらの厚いほうをごらんいただきたいと存じます。

その三ページをまずお開きください。議案第六号「平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第三次）」でございます。

まず第一条でございますが、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ二十一億二千三十三万二千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ二千五百十四億九千十九万八千円とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、四ページから七ページの「第一表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

次に、第二条の繰越明許費でございます。こちらにつきましては、八ページの「第二表繰越明許費」に記載のとおりでございます。

また、第三条地方債につきましては、九ページの「第三表特別区債補正」に記載の

とおりでございます。

続きまして、一三ページをお開きください。議案第七号「平成二十二年度世田谷区国民健康保険事業会計補正予算（第二次）」でございます。

第一条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ二十八億九千五百三万円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ七百三十七億六千四百四十五万三千元とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、一四ページ、一五ページの「第一表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

続きまして、一九ページをお開きください。議案第八号「平成二十二年度世田谷区老人保健医療会計補正予算（第二次）」でございます。

第一条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ千百万九千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ五千二十四万三千元とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、二〇ページの「第一表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

続きまして、二三ページをお開きください。議案第九号「平成二十二年度世田谷区介護保険事業会計補正予算（第二次）」でございます。

第一条といたしまして、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ九億七千七百十万五千円を追加いたしまして、歳入歳出それぞれ四百五十五億六百二十一万六千元とするものでございます。

歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額につきましては、二四ページから二五ページの「第一表歳入歳出予算補正」に記載のとおりでございます。

私からは以上でございますが、引き続き詳細につきまして、財政課長よりご説明申し上げます。

◎岩本 財政課長 それでは、私から補正予算説明書に基づきましてご説明を申し上げます。

まず一般会計でございますが、三六ページをお開きください。最初に、一般会計の財政計画です。既計上額欄には第二次補正予算までの計画をあらわしており、今次計上額欄は今回の補正関係をお示ししているものでございます。

今次計上額欄でございますが、一般財源といたしまして、一番上の特別区税がマイナス四十二億円、中ほど、地方特例交付金がマイナス八億五千五百万円、その下、特別区交付金が普通交付金、特別交付金を合わせまして三十六億円。その二つ下、前年度繰越金が二十億三千七百万円となるなど、一般財源全体では一億二千七百万円となっております。その下、特定財源でございますが、国庫支出金が生活保護費などの増により八億四千九百万円、次の都支出金が、子ども手当負担金や国民健康保険基盤安定費などの増により十億五千三百万円、特別区債が起債充当事業の事業費の減によりマイナス二億一千六百万円となるなど、特定財源としては十九億九千三百万円となっております。

次に、四〇ページをお開きください。歳入歳出補正予算事項別明細書（第三次）をお示ししてございます。歳入では、各款別の補正額、また、四一ページの歳出では各款別の補正額並びに財源内訳をあらわしてございます。

四二ページをお開きください。補正予算款別計上額（第三次）でございます。左から款、補正前の予算額、補正予算額、計、右のページには構成比、合計額の性質別内訳、財源内訳を一覧にしてございます。

四五ページ以降は歳入の状況を記載しておりますが、歳出の説明の際に、あわせてご説明をさせていただきます。

飛びまして、八〇ページをお開きください。歳出でございますが、最初に、八〇ページ、議会費でございます。議会費につきましては、区議会議員報酬の改定による減額のほか、議会活動といたしまして費用弁償の改定等による減額を行っております。

次に、八二ページをお開きください。総務費でございます。まず、総務管理費のうち一般管理費でございますが、庁舎等建設等基金に係る運用利子の積み立てを行うものでございます。次の財産管理費でございますが、公共建築保全業務の推進といたしまして、工事の前倒しに伴う公共施設改修費の増額を行うものでございます。

八四ページをお開きください。区民費の防災対策費でございますが、防災施設整備といたしまして、地域系防災行政無線のデジタル化整備費の確定—契約差金でございますが—に伴う減額を行っております。あわせて整備費の財源とする特別区債の減額も行っております。また、その下は災害対策基金に係る運用利子の積み立てでございます。

次の文化・国際費につきましては、文化振興基金に係る運用利子の積み立て及び国際平和交流基金に係る寄附金運用利子の積み立てを行うものでございます。

八八ページをお開きください。民生費でございます。

社会福祉費の社会福祉総務費でございますが、地域保健福祉等推進基金に係る寄附金及び運用利子等の積み立てのほか、地域密着型サービス拠点等整備助成といたしまして、認知症高齢者グループホーム等の整備が当初計画数に満たなかったことなどから減額を行っております。ケアハウス整備助成につきましても同様に、都市型軽費老人ホームの整備が当初計画に満たなかったことなどから減額を行っております。また、その下、介護保険事業会計繰出金、国民健康保険事業会計繰出金については、それぞれの特別会計における補正予算の計上に連動いたしまして繰出金の増額を行っております。

次の高齢者福祉費でございますが、老人保健医療事務といたしまして、老人保健医

療会計の補正計上に伴う財源更正、また、二十四時間随時訪問サービス利用者負担軽減事業における利用者見込みの増加に伴う経費を計上してございます。

次の障害者福祉費につきましては、障害者自立支援法における障害福祉サービスの給付費、医療給付費等の増に伴う経費を計上しております。

その下の障害者福祉施設建設費につきましては、障害者通所施設建設工事といたしまして、給田五丁目障害者福祉施設の建設工事費の確定に伴う減額を行ってございません。あわせて整備費の財源となる特別区債の減額も行っております。

九〇ページをお開きください。児童福祉費の児童福祉総務費でございますが、在宅子育て支援といたしまして、母子家庭高等技能訓練促進費の受給者見込み数の増に伴う経費を計上しており、その下、子ども基金積立金は寄附金及び運用利子の積み立て、その下、産後ケア事業は都支出金の増額に伴う財源更正を行うものでございます。

次の児童措置費につきましては、子ども医療費助成及び児童手当等支給につきまして、それぞれ支給費、件数の増に伴う経費を計上しております。また、その下、子ども手当支給につきましては、国からの財源が一部地方特例交付金から都支出金に振りかわったことによる財源更正を行うものでございます。

次に、九二ページをお開きください。九二ページの上、生活保護費の扶助費でございますが、生活保護受給者の増等に伴う経費を計上しております。

九四ページをお開きください。衛生費でございます。

公衆衛生費の成人病予防費でございますが、成人健康診査につきましては、受給者見込み数の減に伴う減額、また、その下、子宮頸がん予防接種につきましては、子宮頸がん予防ワクチン接種費用の助成に係る経費、今回の補正につきましては高校一年生のみとなりますが、計上してございます。財源の一部として都支出金を計上しております。

その下、感染症予防費は、定期及び臨時予防接種といたしまして、日本脳炎定期予



防接種勧奨の再開に伴う経費を計上してございます。

九六ページをお開きください。産業経済費でございます。商工費の商工振興費でございますが、中小企業者経営支援といたしまして、中小企業への融資に対する利子補給及び信用保証料補助の見込み件数が減少したため、減額を行うものでございます。

その下、国基金による緊急雇用創出事業として、中小企業・若年者マッチング応援事業を実施するための経費を計上してございます。経費の全額につきましては都支出金を計上しております。

九八ページをお開きください。土木費でございます。道路橋梁費の道路新設改良費でございますが、主要な生活道路築造につきましては、補助一二五号線の整備工事費が確定したことによる減額、その下は、工事の前倒しによる地先道路築造工事の計上でございます。地先道路築造の一部には国の地域活性化・きめ細やかな臨時交付金を活用いたします。

続きまして、一〇〇ページをお開きください。公園費の公園管理費でございます。公園・身近な広場維持運営といたしまして、工事の前倒し発注による公園遊具設置工事費の計上を行うものでございます。

その下、公園新設改良費でございますが、緑道整備、公園改修、公園新設、身近な広場整備とも同様に、工事の前倒し発注による経費を計上するものでございます。

次の緑化推進費につきましては、みどりのトラスト基金に係る寄附金運用利子、みどり33オリジナルピンバッジ売上相当額の積み立てを行うものでございます。

一〇二ページをお開きください。建築費の建築行政費でございますが、建築物耐震診断・補強工事につきましては、国の緊急経済対策による助成額の上乗せ、一戸当たり三十万円に係る経費を計上するものでございます。経費の全額につきましては国庫支出金を計上するものでございます。

次の住宅費につきましては、住宅基金に係る運用利子の積み立てでございます。

一〇四ページをお開きください。都市計画費の市街地開発費でございますが、都市整備基金積立金に係る運用利子の積み立てでございます。

一〇六ページをお開きください。教育費でございます。

教育総務費の事務局費でございますが、教育用電算機システム運用といたしまして、中学校情報教育用パソコンのリプレースの経費が確定したこと等による減額を行うものでございます。

次の教育振興費につきましては、私立幼稚園就園奨励費補助金の支給対象者見込み数の増に伴い、所要の経費を計上するものでございます。

一〇八ページをお開きください。中学校費の学校施設建設費は、義務教育施設整備基金積立金に係る運用利子の積み立てでございます。

一一〇ページをお開きください。社会教育費の社会教育総務費でございますが、放課後の遊び場対策、BOPといたしまして、東京都の補助金が算定基準の変更により増額となったことから、財源更正を行うものでございます。

次の図書館費でございますが、国の補正予算で創設されました交付金を活用し、図書購入費の増額を行うものでございます。

一一二ページをお開きください。職員費でございますが、職員給与の改定等に伴い、各部門の職員費を増減してございます。

一一四ページをお開きください。公債費でございますが、財産処分に係る繰上償還、砧南中学校における認証保育所の有償貸し付けに係る件でございますが、その経費を計上するものでございます。

続きまして、一一六ページをお開きください。諸支出金の財政積立金でございますが、財政調整基金及び減債基金につきまして運用利子の積み立てを行うものでございます。

一一九ページからは給与費明細書となっております。職員につきまして給与改定

等により減額補正を行っていることに伴い、改めて掲載をしてございます。

一二八ページをお開きください。繰越明許費調書でございます。公共建築保全業務の推進外七件につきまして、公共工事の前倒しほか、それぞれ事業の進捗に伴い、予算を二十三年度に繰り越すものでございます。

一三二ページをお開きください。特別区債現在高調書でございます。今回の補正におきまして特別区債の減額二億一千六百万円を行うことに伴いまして、改めて掲載をいたしてございます。

一三二ページの右下、二十一年度末現在高が七百七十一億二千百万円、これに対し、一三三ページの右下、平成二十二年度末現在高見込額が七百五十九億五千九百万円余りとなってございまして、マイナス十一億六千百万円となっております。

以上が一般会計でございます。

次に、特別会計でございます。一四〇ページをお開きください。国民健康保険事業会計でございます。特別会計につきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書に基づきましてご説明をさせていただきます。

先に一四〇ページの下の方、歳出からご説明をさせていただきます。主なもので申し上げますと、一般被保険者及び退職被保険者等の療養給付費の増加により、22の保険給付費が大きく増額となっております。また、25保健事業費は、特定健康診査実施見込み件数の減に伴う減額、27諸支出金につきましては、国庫支出金償還金の増に伴う増額となっております。一方、上の表、歳入でございますが、療養給付費の増に連動して、24の国庫支出金、25の療養給付費交付金、26都支出金が増額となっております。また、27の繰入金は、保険基盤安定費の増に伴う一般会計からの繰入金の増額でございます。

次に、一九〇ページをお開きください。老人保健医療会計でございます。先に下の表、歳出の31医療諸費でございますが、支払いは継続しております医療給付費が当

初の見込みを下回ることとなったため減額をしてございまして、これと連動して、上の歳入、31 支払基金交付金は減額となっております。また、歳入、32 国庫支出金は、過年度分の交付があったことによる増額でございます。

なお、老人保健医療会計は、平成二十二年度、今年度末で廃止となり、収支差額をすべて一般会計に繰り出す必要があることから、歳出の 32 諸支出金でこの予算を計上してございます。

次に、二一四ページをお開きください。介護保険事業会計でございます。下の歳出でございますが、居宅介護サービス給付費の増により、42 の保険給付費が増となっております。また、45 基金積立金は運用利子の増、46 職員費は職員給与等の改定に伴う減でございます。上の歳入における各款の増につきましては、この歳出の増に連動したものとなっております。

最後に、二四七ページ以降につきましては、各会計歳出事業概要につきましては参考資料として掲載をさせていただいております。

補正予算の説明は以上でございます。よろしくご審査のほどお願い申し上げます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いいたします。

◆桜井 委員 一つだけ教えてください。九一ページの子ども手当のところなんですけれども、先ほど特例交付金が都支出金にかわって財源更正、かえたということです。もうちょっと教えてほしいんですけれども、その特例交付金そのものは全体ではもっと大きいと思うんです。ほかもあるのかもしれないんですが、この子ども手当については都支出金で、全額交付金じゃなくて変わったということですが、ほかのところも含めてだけれども、まず、子ども手当の仕組みというか、そのことからの説明と、あと特例交付金の問題についてちょっと教えてください。

◎岩本 財政課長 これは二十二年度当初予算計上の仕方の問題であったわけですが、平成二十二年度では、子ども手当の予算として約百二十一億円計上させていただきました。この中で大きいものとしては国庫支出金、国から直接来るお金が九十五億円、国から一般財源で地方特例交付金として来るものが約十三億円、都からが約六億五千万円、区負担額が六億五千万円という内訳で計上させていただきました。これは年度当初、はっきりしていなかったんですが、このうち地方特例交付金で約十三億円と見込んでいたものが、実は東京都経由で来るのが後ほどわかったという意味でございます。

よって、結果としまして、先ほど申し上げたとおり特例交付金が八億円余り減額になっているんですが、減額した上で、東京都からの支出金を六億五千五百万円ふやしたと。国から直接来る予定だったお金が都経由に振りかわったという意味でございます。ですから、区の負担額がふえたとか減ったとかということではなくて、都を経由して来ることになったということでございます。

この特例交付金の考え方なんですけど、まず児童手当をベースにしてございます。もともと二十一年度まで児童手当がありました。児童手当につきましては、五千円が基本で、三歳未満が一万円とかというのがあって、かつ所得制限があったわけです。あと中学生がふえたというのが子ども手当の構造なんですけど、児童手当における所得制限の撤廃部分は地方特例交付金で来るだろうと歳入を見込んだところが、ちょっと複雑で申しわけないんですが、東京都経由で来たということでございます。

◆桜井 委員 今、その特例交付金の八億五千万円に対して、東京都の支出が六億五千万円だと、そこは二億円ずれがあるんですね。それはもともと特例交付金というのは子ども手当に使うんですよという限定で、一般財源ということを言われたんですけども、それはほかには使えなくて、二億円ずれがあっても、それは子ども手当の額として来ているから六億五千万円だけなんですよ、最初の予算とはずれても、それは

違うんですよという考え方なんですか。やっぱりそういうのはほかには使えないんですか。

◎岩本 財政課長 地方特例交付金は一般財源でございます、その他、住宅減税の特例交付金とかも全部込みでございますので、それで二億円ぐらいずれたように見えるんですが、子ども手当のやりくりとしては、特例交付金が減った分、都からの支出が同額来ているという考え方でございます。

◆桜井 委員 じゃ、ほかにも何か減ったということですね。

◎岩本 財政課長 歳入見込みとしては、例えば住宅ローン減税等の歳入の見込みが若干ずれたとか、そういった部分で減額になっているものでございます。

◆竹村 委員 土木費の中で公園新設、身近な広場整備、この資料がよくわかると思いますが、二四九ページです。これは都市整備関連のどのような補正かという項目がありまして、ご説明の中にもあったんですが、公園新設、身近な広場整備、地先道路の工事ということで、工事の前倒しに伴うということが今回幾つか出てきているんですが、これは前倒しをなぜ行ったのかという理由と、毎年こういうことを行っているのかを伺いたいと思います。

◎岩本 財政課長 世田谷区の緊急経済総合対策の中で位置づけをさせていただいております。今回の工事の前倒しは、年度内に入札等を行いまして契約を行います。先ほどご説明申し上げたように全額繰越明許で、二十三年度に予算額は繰り越しをさせていただきますが、年度をまたいで切れ目なく工事を発注するというので、区内の事業者を支援するという趣旨でございます。特に今回につきましては繰越金等の補正財源を活用する中で、一部、二十三年度の予算の負担を減らすことができるという

た部分もございまして、経済対策の位置づけで実施をさせていただいているものでございませぬ。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本四件についてご意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

◆桜井 委員 日本共産党は、平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第三次）と国民健康保険事業会計補正予算（第二次）、介護保険事業会計補正予算（第二次）に反対し、老人保健医療会計補正予算（第二次）に賛成いたします。

意見は、この一般会計補正予算（第三次）につきましては、生活保護費や障害者の福祉サービス費などの増額によります国と区の負担金の増額などが盛り込まれております。そして、その繰越金として二十億円を使っておりますが、その一部というか、その中で財調基金に四億円を戻すということをしております。厳しい区民生活を守るために、区民生活を支援する対策を行うべきであります。

我が党は、この二十二年度の当初予算について、ますます厳しくなる区民生活を支援する対策がなく、二子玉川再開発や下北沢駅前の道路事業に百億円を超える予算を投入しているということで、税金の使い方をただし、反対をいたしました。そしてそのときにも、住民税や保険料の軽減、中小業者支援の住宅リフォーム助成などを求めてまいりました。区民生活を支援する対策をもっと行うべきであります。この三次補正についてはありませんので、よって反対をいたします。

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

本四件を二回に分けてお諮りしたいと思います。

まず、議案第六号、議案第七号及び議案第九号の三件についてお諮りいたします。

採決は挙手によって行います。

本三件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宍戸 委員長 挙手多数と認めます。よって議案第六号、議案第七号及び議案第九号の三件は原案どおり可決と決定いたしました。

次に、議案第八号についてお諮りいたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第八号は原案どおり可決と決定いたしました。

-----

○宍戸 委員長 次に、議案第三十四号「平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第四次）」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎金澤 政策経営部長 それでは、今度は、こちらの第四次と書いてある薄いほうの補正予算書をごらんいただけますでしょうか。

議案第三十四号「平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第四次）」についてご説明を申し上げます。

三ページをお開きください。議案第三十四号「平成二十二年度世田谷区一般会計補正予算（第四次）」でございます。

第一条のとおり、本件は、債務負担行為の変更のみをお願いするものでございます。

次の四ページに記載してございますが、代田区民センター改築に係る解体等工事につきまして、工事方法の変更に伴い債務負担の期間の変更、延長を行うものでございます。



簡単でございますが、ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第三十四号は原案どおり可決と決定いたしました。

-----

○宍戸 委員長 次に、議案第十号「世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎小田桐 政策企画課長 議案第十号「世田谷区財団法人に対する助成等に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明いたします。お手元の議案をごらんください。

財団法人世田谷区保健センター、同じく世田谷区スポーツ振興財団、同じくせたがや文化財団、同じく世田谷区産業振興公社、以上の四財団につきまして、公益財団法

人への移行に伴い、規定の整備を図る必要があるので、本案を提出するというところでございます。

裏面をごらんいただきたいと思います。改正内容でございますが、第二条関係の別表に記載の四財団法人につきまして、公益財団法人という名称に改めるというものでございます。

本条例は、平成二十三年四月一日から施行ということにいたしております。

ご説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○穴戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

◆菅沼 委員 これは移行しなくちゃいけないということもあるんだけど、ただ移行するんじゃなくて、中身の精査だとか、将来を踏まえてさまざまな問題や何かを考えてやっているの、ただ移行だけなの。

◎小田桐 政策企画課長 このたびの公益財団法人への移行につきましては、今までの財団法人が取り組んできた事業内容等に基づいた申請をさせていただいております。

なお、事業内容の見直し等につきましては、今年度行いました政策点検方針に基づく事業内容の精査というものは引き続き行いまして、より公益財団法人として機能を発揮できるようにという見直しを図ってまいりたいと考えております。

◆市川 委員 前にもご説明があったかどうか余り記憶がないんですが、この五番目の世田谷トラストまちづくりだけが財団法人として今までと変わらないんでしょうね。これを公益にしない理由について、前にご説明か何かありましたでしょうか。

◎小田桐 政策企画課長 トラストまちづくりにつきましては、東京都との間で財団の全事業について一つ一つ細かく確認をしている状況というふうに伺っております。

事業量が多いこと、その他協議調整に時間を要していることと伺っておりますが、公益財団法人、公益社団法人、もしくは一般の財団法人、社団法人、こちらへの移行が二十五年十一月という期限になっておりまして、それまでの間、都市整備、まちづくり系の団体が国内でどういう申請状況になっているかというところは様子を見ながらというふうに東京都のほうも考えているようでございます。まだ事例が少ないということで、そろそろ出てきているというふうには伺っておりますが、東京都のほうではこの種の団体につきましては慎重に対応したいということで、引き続き法人、トラストまちづくりと東京都のほうでの協議が今後も続いていく予定というふうに伺っております。

◆市川 委員 基本的には東京都との折り合いの問題というんでしょうか、全体の状況等をかんがみながら、最終的にはこのトラストまちづくりも公益財団法人の方向に向かうという解釈でいいんですか。

◎小田桐 政策企画課長 現段階ではその予定で進めております。

◆竹村 委員 過去にご説明いただいたとは思うんですが、法改正に伴い、財団法人を公益財団法人と一般財団法人ということで整理する中で、公益財団法人と明確に名前をつけることによって、これまでと具体的に何か義務、書類をつくるとか変わってくることはどういうことなんでしょうか。

◎小田桐 政策企画課長 これまで公益法人化の内容等につきましてはたびたびご説明をしてきたかとは思いますが、簡単に申し上げますと、事業内容がほぼ公益事業が多いのか、それともそれ以外の収益事業等が多いのかによって公益法人と一般法人の区別をされる、大きく言うとそういう基準が一つございます。

つきましては、これが公益法人になった場合にはどうなるかと申しますと、公益事業をやっていることに伴っての収益がないという点で、税制上の優遇がある程度され

るという点が大きな変更の点です。

あと、法人の意思決定の仕方として、これまでの評議員会のありようが変わっておりまして、評議員会が意思決定機関になるというところが大きな違いでございます。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞお願いします。

◆竹村 委員 議案には賛成いたします。今ご説明がありましたように、公益財団法人ということになると税制上の優遇がされるということです。しっかりと公益事業ということで、今も外郭団体のさまざまな見直し、改善という取り組みはしていますが、一層この改善を進めることを要望いたしまして、賛成いたします。

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第十号は原案どおり可決と決定いたしました。

-----

○宍戸 委員長 次に、議案第十一号「世田谷区外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎張堂 事務監察担当課長 それでは、議案第十一号「世田谷区外部監査契約に基づく監査に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

本議案につきましては、包括外部監査契約に基づく監査を当面休止する必要がある

ため提出するものでございます。

改正の内容でございますが、裏面をごらんいただきたいと思います。この条例の第二条で包括外部監査契約に基づく監査を受けることが規定されておりますので、「第二条の規定は、当分の間、適用しない」との規定を附則の第二項に設けるとともに、これまでの附則の規定の整備を図るものでございます。

以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○穴戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

◆田中 委員 これまでの包括外部監査についてはどのように評価していますか。役に立っていないという評価でこういうことになるのかどうか、お尋ねします。

◎張堂 事務監察担当課長 現在まで七年に及び監査を実施してまいりましたが、それぞれ外部監査人特有の専門性のある視点からご指摘をいただいております。現在までに百十を超える指摘をいただいておりますが、それについてはほぼ対応を完了している状態でございます。そういう意味ではなかなか細かい部分までに至り専門的な目で指摘をいただき、それをまた他の部門でも、所属でも反映して対応できるような内容もいただいておりますので、そういう意味では非常に有用であったというふうに評価しております。

◆田中 委員 そういう評価をされているということであれば、なぜ休止するんですかというのが素朴な疑問なんですけれども。

◎張堂 事務監察担当課長 確かに有用でございましたという評価でございますが、今、七年間やってきまして、例えば世田谷区におきましては任意設置団体になっております。それで、条例により導入しておりますが、他の義務的にやられている道府県、政令指定都市、中核市、そういったものに比べると、例えば業務範囲の中に経営的な

部分がないとかという問題もございまして、その監査する範囲が一般的な都道府県より狭いわけですので、そういう中で、例えば契約に関してやり、委託に関してやりというふうにやってまいりますと、今現在、財務事務と言われるものの多くの分野をほぼやり尽くしている状態かなと考えております。

そういう中でさらに続けていきますと、かなり狭い特定の分野を監査対象として行っていくということになりますと、余りそれが全庁的に汎用的に役立つというところの効果が薄れてくるのかなと感じておりますので、この監査をより有用に活用するためには、複数年に一度実施することが効果的であるというふうに考えております。

◆田中 委員 先ほどの評価のところでおっしゃっていたのは、これまで百十指摘され、ほぼ対応が完了しているというお話だったんですが、私どもの会派の評価としては、指摘されたことに対しての対応はまだまだ不十分であるということ、続けるべきではないかという意見を持っているんですけれども、それに対してはどのようにお考えですか。

◎張堂 事務監察担当課長 指摘の内容については、それをすぐに調査いたしまして、最後、完了するまで追跡的に調査して報告をいただき、なおかつ、それを監査委員経由で公表いたしております。そういう意味では対応についてはほぼ、少なくとも外部監査人のご指摘いただいた部分についてはきちんと対応していただいているものと考えております。

◆菅沼 委員 ちなみに、これは七年間で予算は幾らかかっているの、わかればでいい。

◎張堂 事務監察担当課長 例えば、今年度に関しましては六百九十九万六千円で、昨年度は六百九十九万五千百円、大体七百万円弱の監査費用になっております。

◆ 菅沼 委員 ちなみに、これは二十三区で何区ぐらいやっているの、全部これを行っているの。

◎張堂 事務監察担当課長 現在、二十三区で包括外部監査を実施している団体は、世田谷区を含めて六区でございます。

◆竹村 委員 これはこの次の地方自治法の改正がどうなるかということもかかわってくるのかと思うんですが、現行法では、これを行うのであれば、毎年行うということが決定されている。ただ、前回ご説明いただいたのは、今後、複数年度に一度受けることが適当であるということが国のほうからも出されているんですよ。

法改正があれば、複数年度に一度受けることも可能になっていくということなんだと思うんですが、これは条例に「当分の間、適用しない」というふうに書かれている。条例の廃止ではないということを考えれば、例えば、これはまた復活をして、必要とあれば来年度とか再来年度、すぐに復活ということもあり得るということで、今回、このような条例改正なのでしょうか、そのあたりを伺いたいんです。

◎張堂 事務監察担当課長 おっしゃるとおり、廃止ではなく休止という意味合いは、直截に言いますと、いつでも開始できる、必要に応じてできるというような位置づけで改正をいたしたつもりでございます。

○穴戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がございましたらお願いいたします。

◆田中 委員 この包括外部監査につきましては、先ほど質疑でも確認させていただいたんですが、非常に有用であるということ、それから、説明ではほぼやり尽くしたというおっしゃり方があったんですけれども、私どもの会派ではまだまだ足りないであろうということで、こういう財政状況の厳しい時代でもあり、外部の目というのは

今、前以上により必要性があるだろうというふうに考えています。

これまでの指摘に関してはきちんと対応しているという認識をされているようですが、承りましたというレベルで終わっていることがたくさんあるというふうに私どもの会派は思っていますので、その辺はまだまだ外部の目というもので厳しくやっていただかないと甘くなるのではないかと思います。

ぜひともこれは続けるべきだと思いますので、本条例改正については反対いたします。

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。採決は挙手によって行います。お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○宍戸 委員長 挙手多数と認めます。よって議案第十一号は原案どおり可決と決定いたしました。

-----

○宍戸 委員長 次に、議案第十二号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎尾崎 人事課長 それでは、議案第十二号「外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部を改正する条例」につきましてご説明申し上げます。

本件は、外国の地方公共団体、これは世田谷の場合は青年海外協力隊が該当してございますが、ここに派遣される職員の給与につきまして、区からの派遣給、それから派遣先の機関からの報酬との合計額が外務公務員—これは現地の外交官を想定して



ございますが一を超えないようにするために、現行の規定を変更すること、それに加えまして、既に派遣されている職員、また、改正前の規定により手続等が進行している職員につきましては、激変緩和のための経過措置を定めるものでございます。

具体的な内容といたしましては、現行で派遣職員に支給される給与の支給割合が七〇%から一〇〇%となっているものを、百分の百以内、一〇〇%以内というふうに改めるものでございます。それから、附則といたしまして、現に派遣されている職員、それから改正前の規定により派遣手続が進行している場合の職員の給与につきまして激変緩和を図る措置を定めたものでございます。

施行月日は、平成二十三年の四月一日でございます。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第十二号は原案どおり可決と決定いたしました。

-----

○宍戸 委員長 次に、議案第十三号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎尾崎 人事課長 議案第十三号「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件は、派遣対象団体のうち、裏面に記載の五団体につきまして、財団法人もしくは社団法人から公益法人への移行に伴う名称の変更、あわせまして幼稚園教育職員の職の見直しに伴う文言の変更を行うものでございます。

施行年月日は、平成二十三年四月一日からとなっております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第十三号は原案どおり可決と決定いたしました。

---

○宍戸 委員長 次に、議案第十四号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎尾崎 人事課長 議案第十四号「職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明申し上げます。

本件は、幼稚園教育職員の職の構成の見直しによりまして、二十三年の四月一日から副園長は教職調整額の支給対象外となります。これに伴いまして、教職調整額の支給を受ける教頭から支給を受けない副園長に移行した場合、教職調整額に係る退職手当が支給されないことになるために、退職手当の減額の影響を緩和する観点から、副園長に係る退職手当について所要の策を講ずるものでございます。

具体的な内容といたしましては、激変緩和措置といたしまして、教職調整手当を支給されていたならば得られるべき退職手当の額と、それから、今、新しく職の副園長となりました教職調整手当を適用されない退職手当の額と比べまして、いずれか高いほうの額とするということを、二十三年四月一日からの二年間の激変緩和措置として行うものでございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がありましたら、どうぞ。

◆ 菅沼 委員 普通の職員と副園長と差異が多少あるけれども、ちなみに幾らぐらい違うの。

◎尾崎 人事課長 場合によってどれぐらいかというのは額によってそれぞれ違いますけれども、一般的に給料月額が四十一万八千六百元、それで調整手当の額というのは大体一万六千余円です。このモデルの場合だと一万六千七百四十四円になりまして、本給そのものは上がりますので、例えば教頭のときの四十一万八千六百元が副園長になると四十三万四百万円、そのかわり一万六千七百四十四円は支給されない。これが退職手当で月数に換算するときに、掛け合わせていない場合と、本給は高いけれども、ある場合と、どちらになるかというような計算で、今言った例で申しますと、まず教職調整額が出る以前の額ですと二千五百七十七万円強の退職手当、今回の新しい教職調整手当が出ない副園長の額として考えますと二千五百四十七万九千円となりますので、教職調整額が出たほうが二十九万二千何がし多くもらえるケースも出てくるということになります。

◆桜井 委員 前にちょっと聞いたら、実際にこの二年間での副園長での退職者というのは影響がない、いないということを聞いていたけれども、どうなの。

◎尾崎 人事課長 この激変緩和の間で定年に該当する教頭、副園長はございませんので、勧奨退職とか早まれば可能性はゼロではありませんけれども、今のところ、そういう意味では、この経過期間にこの給料表を適用することは想定していないということです。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第十四号は原案どおり可決と決定いたしました。

-----

○宍戸 委員長 次に、議案第十五号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第十六号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第十七号「幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」、議案第十八号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」の四件につきましては一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第十五号から議案第十八号までの四件につきましては一括して議題といたします。

本四件について、理事者の説明を求めます。

◎中村 職員厚生課長 議案第十五号から議案第十八号までの四件についてご説明をさせていただきます。いずれも、去年の人事委員会勧告のうち、本年四月からの適用とされていた人事・給与制度について改正条例を上程させていただくものです。

まず、議案第十五号「職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明させていただきます。

これは職員の超過勤務時間の積算基礎を変更する必要があることからご提案するものです。職員の超過勤務手当は、一カ月の超過勤務が六十時間を超えた場合、その超えた時間について百分の百五十の割増率とされており、現在、六十時間の積算に週

一回の法定休日である日曜日を含めないこととしております。本改正は、勧告を踏まえ、民間に準ずる取り扱いとして、日曜日を含めて六十時間を積算することに改めるものでございます。議案の二ページに記載の部分は日曜日を含めるための規定整備でございます。

また、附則にございますとおり、施行日は二十三年四月一日とさせていただきます。

続きまして、議案第十六号「幼稚園教育職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」についてご説明いたします。

これは、幼稚園教育職員につきましても、議案第十五号でご説明いたしました超過勤務時間の積算基礎の変更を行うほか、議案の二ページをごらんいただきまして、真ん中ぐらいの行でございます、第三十一条第二項中「五千九百円」を「四千百五十円」に改めるとございますとおり、義務教育等教育特別手当の月額を変更するものでございます。

また、議案の三ページから七ページにありますとおり、幼稚園教育職員の職の構成の見直しに伴い、これまで三級制であった給料表を改め、新たに四級制の給料表を導入いたします。

議案の八ページの附則をごらんください。第一項で施行日を二十三年四月一日としております。また、二項で、現在の一般教諭は一級に、現在の教頭は副園長として三級に級の切りかえを行うとともに、一人一人の給与月額と連動する号給につきましては、九ページから一〇ページにございます切替表により旧給料表から新たな給料表に移行させることといたします。

次に、議案第十七号「幼稚園教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例」、これは先ほど議案第十四号で幼稚園教育職員の退職手当に関連しまして、人事課長からご説明しました教職調整額を定める条例でございます。これ

と議案の第十八号「幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例の一部を改正する条例」、この二件につきましては、幼稚園教育職員の職の構成の見直し、四級制の新たな給料表を導入することに伴いまして規定の整備を図るものでございます。

二件とも、施行日は二十三年四月一日でございます。

四件の説明は以上でございます。よろしくご審査のほどお願いいたします。

○宍戸 委員長 ただいまの説明についてご質疑がございましたら、どうぞ。

◆桜井 委員 まず、職の構成の見直しを三級制から四級制にしたということで、そのことによって不利益を得る教員というか、その方はいらっしゃるんですか、その辺を教えてください。

◎中村 職員厚生課長 今回のこの職の見直しにつきましては、幼稚園教育職員の職務と職責の明確化と意欲と能力の向上など図ることを目的としていまして、全体の給与を引き下げる必要性から行うものではございません。具体的には、一人一人の四月の給与は現給に対応する形で号給に切りかわるという形になってございます。

◆桜井 委員 例えば、今まで教諭として二級だった人が、主任教諭と教諭で二級、一級と分かれるんですけれども、ここでまた給料が変わるんですか、その辺を教えてください。

◎中村 職員厚生課長 現在、二級の職に一般の教諭とこれまでの教頭に相当する方がいらっしゃいますので、この方たちが二つの級に分かれます。当面は現給に対応する号給に切りかわるといってございしますが、その後は主任に昇任する方は主任の級で昇給しということに、今後はそのいる職によって変わってまいります。

◆桜井 委員 だから、その不利益というのを得るかどうかでしょう。それを最初に聞いたんですけれども、例えば主任教諭以外で一般教諭になった方はその後どうなるのか、それをちょっと教えてください。

◎中村 職員厚生課長 二級の方の中でも一般教諭になられる方につきましては、当面現給保障ということになります。主任、ベテランになるに従いまして、主任教諭を受けていただくという形になるものだと考えております。

◆市川 委員 この改正条例は、二十三区一緒なんですか、それとも本区のみ改正なんですか。

◎中村 職員厚生課長 二十三区統一の改正になってございます。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本四件についてご意見がありましたら、どうぞお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。本四件について一括してお諮りいたします。

本四件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第十五号から議案第十八号までの四件は原案どおり可決と決定いたしました。

-----



○宍戸 委員長 次に、議案第十九号「世田谷区立千歳台小学校増築工事請負契約」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎岡田 経理課長 議案第十九号「世田谷区立千歳台小学校増築工事請負契約」についてご説明申し上げます。

世田谷区立千歳台小学校につきましては、平成二十年度に策定した区立小・中学校の適正規模化・適正配置に関する具体的な方策に基づきまして、普通教室の不足に対応して増築を行うこととしたものでございます。

本件は、予定価格が一億八千万円以上の工事請負契約であることから、「世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第二条に基づきましてご提案申し上げます。

議案の二ページをごらんください。入札は一般競争入札により行いました。

契約金額は三億二百四十万円で、契約の相手方は神興建設株式会社です。

工期は平成二十四年二月二十九日で、支出科目等は記載のとおりです。なお、工期が二十三年度にまたがりますので、債務負担行為をとってございます。

工事の概要でございますが、図面が添付されております二ページ目をごらんいただけますでしょうか。配置図がございます。学校敷地の東側にあります網かけ部分が増築校舎、斜線部分が増築に伴い既存校舎を改修する範囲になってございます。

恐れ入ります、もう一度お戻りいただけますでしょうか。三ページの裏面に入札経過調書を載せてございます。

それ以降が図面となっております。図面の三ページ目が増築校舎の一階平面図、四ページ目が二階の平面図、五ページ目が三階と屋上階の平面図、六ページが増築校舎の立面図となっております。七ページ、八ページに、校庭の北側にあります既存校舎の部分改修をする部分をお示ししてございます。

本件につきましては、第一位の入札者の応札価格が区の定める基準価格を下回っていたため、地方自治法二百三十四条及び同施行令百六十七の十によりまして低入札調査を実施いたしました。この結果、当該入札価格で契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとは認められないと判断いたしまして、神興建設株式会社を落札者と決定したものでございます。

ご説明は以上です。よろしくご審査をお願いいたします。

○**穴戸 委員長** ただいまの説明に対しご質疑がございましたらお願いします。

◆**菅沼 委員** これはちょっと入札価格が違い過ぎるけれども、最低基準を下回っていたから、当然きちんと調べたよというんだけれども、ほかの会社とここが何でこんなに値段が違って入札できているの。

◎**岡田 経理課長** 今回、こちらの落札率でございますが、七七・六%でございました。区が定めました基準価格については公表しておりませんが、これを下回るのはこの会社さんだけでございました。その他の会社につきましては、先ほどごらんいただきました入札経過調書のとおり、八〇%台から九〇%台に散っております。

今回、この神興建設さんがこういった価格で応札されたということにつきまして、さまざま資料をご提出いただきまして、ヒアリングもさせていただいて、内容の確認をさせていただきました。

まず工事費については、鉄筋や型枠を現在持っていらっしゃる民間工事とあわせて発注することで経費節減ができる。また、部材価格は、創業以来の取引関係から実現した価格で、過去にもこういった実績があるということを確認させていただきました。また、一般管理費といまして、いわゆる利潤を積む経費のところにつきましてはかなり低く抑えておられるということを確認いたしましたが、今期の業績の見通しは非常に良好で、低く抑えることができるというご説明をいただきました。こういったこ

とで履行が正しく行われるというふうに区としては判断させていただいたところでございます。

◆ 菅沼 委員 説明は大体わかったけれども、普通だと、七七・六%というと、建築業界では売り上げは赤字だということだよ。だから、これからもよく気をつけておいてください、要望しておきます。

○ 宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞお願いします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○ 宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○ 宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第十九号は可決と決定いたしました。

-----

○ 宍戸 委員長 次に、議案第三十五号「代田区民センター・代田六丁目市街地住宅の建物除却等工事委託契約変更」を議題といたします。

本件について、理事者の説明を求めます。

◎ 岡田 経理課長 代田区民センター・代田六丁目市街地住宅の建物除却等工事委託契約の変更についてご説明申し上げます。

本件につきましては、平成二十二年第二回区議会定例会におきまして、独立行政法人都市再生機構東日本支社を相手方といたしまして、契約金額二億二千六百八十六万

四千七百二十二円、工期を平成二十三年十月三十一日とする内容でご議決をいただきまして、平成二十二年六月二十一日に契約締結したものでございます。

裏面をごらんいただきまして、本件につきまして、理由というところでございますが、工事における安全管理のため、当初予定していた工事方法を変更する必要が生じたため、工期を平成二十四年十二月二十八日に変更いたしたく、「世田谷区議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例」第二条に基づきまして、議案として提出させていただくものでございます。

なお、先ほど議案第三十四号で債務負担行為の変更についてご審査いただきましたが、本契約の前提となる債務負担行為の変更についても、改めて記載させていただいております。

ご説明は以上です。よろしくご審査をお願いいたします。

○**中央** 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆**市川** 委員 今まで何度かご説明いただいてきたんですが、相手方の契約書を我々は見えていないからよくわからぬのですけれども、このとおりで最後までいくということではなく、また何か変化が生じた場合には、その契約書の何条かで規定された形でまた検討し、変更の可能性があるというような理解をしたんですが、その辺、少し詳しく説明していただけますか。

◎**岡田** 経理課長 今回、都市再生機構と締結しました委託契約書でございますが、ベースは標準工事請負約款を使用してございます。この標準工事請負約款の中には、契約内容、工期の変更については、甲乙協議する、あるいは工事の設計変更を要する場合、その他の理由により委託費用を変更する場合は、甲乙協議する、こういったことが通常記載がございまして、今回の契約につきましても、工期の変更については第十二条、それから、設計変更等で委託費用を変更する場合は協議するというのは十六条

でうたっておりまして、これらの契約条項に基づきまして、それぞれ協議するという  
ことでございます。

○宍戸 委員長 それでは、意見に入ります。

本件についてご意見がありましたら、どうぞお願いします。

◆竹村 委員 工期の変更は認めて応じたということですが、当初、相手方から追加  
工事の負担も求められていたということなのですが、これまでの経緯から、区として  
負担するものではないという主張を通されたことは、区の財政上大きな効果があった  
と考えます。賛成をいたします。

○宍戸 委員長 それでは、これより採決に入ります。

お諮りいたします。

本件を可決することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認めます。よって議案第三十五号は可決と決定いたし  
ました。

以上で議案の審査を終わります。

-----

○宍戸 委員長 次に、2 報告事項の聴取に入ります。

(1)平成二十二年度工事請負契約締結状況（十二月分）について、理事者の説明を  
願います。

◎岡田 経理課長 平成二十二年十二月分の工事請負契約の締結状況についてご報  
告申し上げます。

契約の締結状況につきましては、一覧表に記載のとおりでございます。二十二年十

二月分は、土木工事一件、建築工事一件、造園工事二件で、契約金額の合計は一億三千四百九十万四千元でございます。

なお、二十三年一月分は該当案件はございませんでした。

○宍戸 委員長 ただいまの説明に対しご質疑がございましたら、どうぞ。

◆ 菅沼 委員 3の松沢小学校のは芝生化ですから、第二校庭だというふうにあると思うんですけども、その辺は全体なの、これは芝のほうなの。

◎岡田 経理課長 第二校庭全体でございます。

◆ 菅沼 委員 これは約三千万円とあるけれども、これは東京都の環境のほうから三千万円そっくり来るの、うちの持ち出しはあるの。

◎岡田 経理課長 全額都補助でございます。

◆ 菅沼 委員 これはだめになったら、何回かくれるわけ。

◎岩本 財政課長 まだ事例はございませんが、補助金の性格からいって、例えばずさんな管理といいますか、追加でもう一回やり直しというのは、東京都との協議になりますけれども、難しい状況もあるかと思えます。

-----

○宍戸 委員長 次に、(2)その他ですが、何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 なければ、これで報告事項を終わります。

-----

○宍戸 委員長 次に、3 請願の継続審査についてお諮りいたします。

平一九・九号「南アジアの核軍拡競争を防ぐため原子力供給国グループ（NSG）での慎重な議論を求める陳情」外八件を閉会中の継続審査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○宍戸 委員長 次に、4 閉会中の特定事件審査（調査）事項についてお諮りいたします。

1. 区政の総合的企画及び調整について
2. 行財政運営について

とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○宍戸 委員長 そのほか何かございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○宍戸 委員長 それでは、以上で本日の企画総務常任委員会を散会いたします。

午前十一時二十二分散会

---

署名

企画総務常任委員会

委員長